

人事・労務情報

2010年 6月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

育児短時間勤務の導入・建設会社の離職者を採用…等でもらえる助成金

話題となった「事業仕分け」ですが、厚生労働省でも「省内事業仕分け」を行い、議論の過程などをレビューシートとしてHPで公開しています。助成金の見直しも行われ、予算やお金の流れなど、踏み込んだ内容を知ることができます。さて、今月は、まだ「事業仕分け」されていない時限付きの助成金を中心に紹介します。返さなくても良いのが助成金。該当しそうな場合は、お知らせ下さい。

1. 建設会社の元社員（事務・営業含む）を採用すれば90万円もらえる。

【建設業離職者雇用開発助成金】です。公共工事削減に伴い建設業からの離職者が増えることを見越して新設されました。建設業に勤めていた人なら、総務・経理や営業だった人でも対象となります。採用の半年後に45万円、1年後に45万円の合計90万円がもらえます。

☆主な条件☆ ①45歳以上60歳未満の人 かつ 採用日以前1年間のうち、6ヶ月以上建設業に従事していた人を採用する。 ②助成金をもらおうとする会社が建設業を行っていないこと。

2. 小学校3年生までの子がいる社員に短時間勤務を認めると100万円もらえる。

【両立支援レベルアップ助成金】です。100人以下の企業は少なくとも3歳まで、101人以上の企業は少なくとも小学校入学までの子がいる従業員に短時間勤務させれば、40万～100万円もらえます。（小学校3年生が子の上限年齢となります。）



☆主な条件☆ ①対象の従業員に連続6ヶ月以上、短時間勤務制度を利用させる。②対象の従業員が雇用保険の被保険者である。③「一般事業主行動計画」を労働局に届け出ている。（※作成は簡単です。）④短時間勤務として1日の労働時間を1時間以上短縮する。

3. 医療機関で出産費用を支払う場合に被保険者に33万円(上限)を貸してくれる。

【出産育児一時金内払金】です。助成金ではありませんが、何かと出費の多い出産時に、被保険者に33万円まで貸し付けてくれます。2009年10月から医療機関での出産費用が事実上の現物給付となりましたが、一部の医療機関では資金繰りを優先させ、現在も出産者から現金で費用を受け取っていて、この医療機関で出産した場合、健康保険から貸し付けてくれます。

以上